

東広島市ネーミングライツパートナー 募集要項

(対象施設：東広島運動公園陸上競技場)

令和7年6月

東広島市都市交通部都市整備課

目次

1	趣旨・目的	2
2	ネーミングライツ制度	
	(1) 導入の目的	2
	(2) ネーミングライツの概要.....	2
3	対象施設について.....	2
4	スケジュールについて.....	4
5	応募資格について.....	4
6	契約条件等	
	(1) ネーミングライツ料.....	5
	(2) 契約期間	5
	(3) 愛称	5
7	応募手続について	
	(1) 提出書類について.....	6
	(2) 提出方法について.....	6
	(3) 提出期間について.....	7
	(4) 質疑の受付及び回答.....	7
	(5) 回答日及び回答方法.....	7
	(6) その他	7
	(7) 留意事項について.....	7
8	審査方法について	
	(1) 優先交渉権者等の選定について.....	8
	(2) 審査要領	8
	(3) ネーミングライツパートナーの公表.....	9
9	指定管理者制度に係る留意点	
	(1) 指定管理に係る経費との関係.....	9
	(2) 次期指定管理者の公募.....	9
10	その他留意事項等.....	9
11	申し込み、問合せ先.....	10

1 趣旨・目的

東広島市では、スポーツレクリエーション振興の中心的拠点である東広島運動公園を市民の皆様とともに支え育てていくため、その趣旨目的に賛同していただける事業所等に対し、陸上競技場のネーミングライツパートナーを募集します。

当該ネーミングライツパートナーが支払うネーミングライツ料は、陸上競技場の管理運営費などの財源に充てることとし、ネーミングライツパートナーが市民のスポーツ振興を支援していくことを目的とします。

2 ネーミングライツ制度

(1) 導入の目的

施設等の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を市が有する貴重な資源ととらえ、命名権を法人や団体等（以下「法人等」という。）に付与することにより、法人等の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、もって施設等の魅力向上を図り、長期的、継続的な運営基盤の確立を図るものです。

(2) ネーミングライツの概要

ア 契約により命名権を取得した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、当該ネーミングライツの対象とする施設等について、企業名又は商品名、ブランド名等を冠した愛称を付すことができます。

イ ネーミングライツパートナーは、命名権の対価としてネーミングライツ料を市に支払います。

ウ 市は、ネーミングライツによる愛称を、社会的な信頼性や公平性を大きく損なうおそれのない範囲で、広報紙やホームページなどの情報媒体において積極的に使用し、その周知に努めます。

エ 施設内に愛称の看板、表示板等を設置することができます。

※看板、表示板等の設置場所等は、市や関係機関と協議の上、決定します。

3 対象施設について

施設名称	東広島運動公園 陸上競技場
所在地	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口67-1
施設の概要	オープン：平成7年6月4日 グラウンド面積：22,700㎡日本陸上競技連盟第2種公認競技場 施設：トラック、フィールド、更衣室、運営本部室、雨天練習場 収容人員：メインスタンド 約2,200人、芝生スタンド 約5,200人 トラック：全天候塗装（青） 100m直線10レーン、400mトラック9レーン フィールド：芝（107.0m×72.8m）

	陸上競技の跳躍及び投てき種目 サッカーコート、ラグビーコート 供用時間：1月から3月まで、11月及び12月 午前9時から午後5時まで 4月から10月まで 午前9時から午後6時まで 供用日：1月4日から12月27日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日） (2) 休日（土曜日である日を除く。）の翌日（休日の翌日が土曜日、休日又は前号に規定する日（以下この号において「休日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日及び休日等でない日） 年間利用者数（令和5年度・運動公園全体）：407,729人 （令和5年度・陸上競技場のみ）：48,273人 陸上競技場での行事・大会数（令和5年度）：92件 主な大会実績：広島県高等学校陸上競技会・全国高校サッカー選手権大会予選 広島県障がい者陸上競技大会・中国中学校駅伝大会 広島県県央競歩大会 等
指定管理者	指定管理者：東広島スポーツパーク共同企業体 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日 ※指定管理者である東広島スポーツパーク共同企業体構成員の事業目的と競合関係にある企業からの応募や当該企業の名称等を愛称とすることはできません。 【構成企業】 ・株式会社 セイカスポーツセンター ・株式会社 クリーン工房 ・株式会社 西尾園芸
セールスポイント	県内に4か所しかない2種公認陸上競技場のひとつで、年間を通じて老若男女様々な方の利用があります。県央に位置し、アクセスの良さなどから陸上競技のみならず、サッカーなどの競技での利用や、イベントなどに最適な場所として市民をはじめ、多くの方に利用されています。

※今回のネーミングライツパートナー募集は、東広島運動公園全体ではなく、陸上競技場のみを対象としています。

4 スケジュールについて

内容	日程
ネーミングライツパートナーの募集開始	令和7年7月1日（火）
応募に係る提出書類の提出期限	令和7年7月31日（木） ※17時必着。
ネーミングライツパートナーの決定	9月中旬～9月下旬
契約締結	10月上旬～10月中旬
愛称の表示に係る準備など	10月中旬以降
愛称の使用開始	令和8年1月1日（木）

5 応募資格について

本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人等とし、個人及び次の事項に該当する法人は、応募資格がないものとします。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する法人
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした法人で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした法人で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- （4）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない法人又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した法人
- （5）募集の期間内において、東広島市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人
- （6）募集の期間内において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている法人
- （7）東広島市広告掲載基準（平成19年制定）第2条各号に規定する業種又は事業主
- （8）指定管理者の事業目的と競合する法人（指定管理者及びその関連企業を除く。）
- （9）その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる法人

【参考】東広島市広告掲載基準第2条に規定する業種又は事業主

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- （2）貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業者
- （3）たばこに関する業種又は事業者
- （4）ギャンブルに関する業種又は事業者
- （5）集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織

- (6) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類する業種又は事業者
- (10) 債権取立て、示談引受け等の業種又は事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定を受けた事業者、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた事業者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた事業者その他これらに準ずる事業者等
- (13) 本市の市税を滞納している者
- (14) 各種法令に違反している者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、その後も改善をしていない者
- (16) 東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業者

6 契約条件等

(1) ネーミングライツ料

ア ネーミングライツ料は、応募した契約希望金額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。契約希望金額は、年間100万円以上です。

イ 命名権取得者は、契約期間中、各年度のネーミングライツ料を前年度の3月末までに支払うものとします。ただし、年度途中から愛称の使用を開始する場合には、月割りしたネーミングライツ料を使用開始の前月末までに支払うものとします。

(2) 契約期間

ア 令和8年1月1日（木）～令和12年12月31日（火）の5年間です。

イ ネーミングライツ料の定期的な見直しの観点から、契約期間の満了に際して、契約の自動更新は行わないものとします。

ウ ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。

(3) 愛称

ア ネーミングライツは、あくまでも愛称の命名権であり、条例等における施設等の正式名称を変更するものではありません。

イ 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することができるものとします。

ウ 利用者等の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更は行いません。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定します。

エ 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、当該施設等のイメージを損なわず、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。なお、疑義が生じる場合には、修正の要請又は命名を拒否することもあります。

オ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。

(ア) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ) 政治活動、宗教活動、政治活動又は選挙運動に関するもの

(オ) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

(カ) 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

(キ) その他、愛称として使用することが適当でないと認めるもの

7 応募手続について

(1) 提出書類について

	提出書類	様式	概要	部数
①	ネーミングライツ パートナー応募申 請書兼誓約書	様式第1号		1
②	法人登記事項証明書		現在事項全部証明書（原本） ※提出日前3か月以内に発行されたもの	1
③	会社概要及び財務 諸表		直近3か年に作成された貸借対照表、損 益計算書、株主資本等変動計算書及び注 記表の写し	1
④	市税納税証明書		東広島市税の完納証明書（写し可）。 ※提案日前3か月以内に発行されたもの ※本市に納税義務のある場合のみ	
⑤	その他納税証明書		国に納付すべき消費税及び地方消費税の 未納税額のないことの証明書（原本） ※提案日前3か月以内に発行されたもの	

(2) 提出方法について

必要提出書類を都市整備課へ持参又は郵送してください。

※郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限ります。

(3) 提出期間について

令和7年7月1日（火）～7月31日（木）

※持参の場合、受付時間は開庁日の8時30分から17時までとします。

※郵送の場合、提出期間最終日の17時までには必着とします。

(4) 質疑の受付及び回答

ネーミングライツ募集に関する質疑は、全て「様式第2号（質問書）」によるものとします。質疑がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和7年7月1日（火）～7月21日（月）17時必着

イ 提出方法

「様式第2号（質問書）」を、電子メールで提出してください。

電子メールを送信する際の件名は、「ネーミングライツパートナー募集に関する質疑について【事業者名】」としてください。

ウ 提出先

東広島市都市交通部都市整備課

メールアドレス hgh200955@city.higashihiroshima.lg.jp

(5) 回答日及び回答方法

「様式第2号（質問書）」提出後、速やかに東広島市ホームページに回答を掲載します。なお、質問者名は公表しません。

(6) その他

審査に関する質問は一切受け付けません。

(7) 留意事項について

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類等は返却しません。また提出書類の内容については、公文書開示請求があった場合、東広島市情報公開条例に基づき取り扱うこととなります。提出書類に個人情報が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき取り扱います。

提案内容について、関係部署、地域住民その他関係者と協議を行うため、提出書類を共有する場合があります。

追加資料の提出や提案内容に関するヒアリングの実施を依頼する場合があります。

応募書類等について、提出後の内容の修正及び差替えは、原則として認めません。

審査の結果、いずれの提案についても採択されない場合があります。

8 審査方法について

応募者のうちネーミングライツパートナーとして最も適切な者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点交渉権者を選定します。なお、応募者が1者の場合は、応募者のネーミングラ

イツパートナーとしての適否を決定します。

(1) 優先交渉権者等の選定について

ア 優先交渉権者は、ネーミングライツに係る内容評価とネーミングライツ料の価格評価を総合的に判断して決定します。

イ 審査基準は次表を標準とし、対象の施設等の特性や広告効果等を考慮した上で、個別に定めるものとします。

区分	審査項目	審査内容	配点
内容評価	応募団体の適正	経営・活動の安定性・継続性	10
	応募の趣旨	市のネーミングライツの目的との整合性 ネーミングライツの取組への熱意 法令順守の意識 など	10
	愛称の適正	親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ、施設等のイメージとの合致など	30
価格評価	ネーミングライツ料	価格の妥当性	50
合計			100

ウ (2) の審査要領により評価した内容評価の評点の計が6割を下回る応募者は、選定しないものとします。

エ 内容評価の審査項目のうち、著しく低い評価点がある場合は、優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないことができるものとします。

(2) 審査要領

ア 審査項目ごとに点数付けを行い、総合点数の最も高い者を優先交渉権者として、2番目に高い者を次点交渉権者として、それぞれ選定します。

イ 審査結果の評価点数が同点の場合は、選定審査会において選定方法を協議します。

ウ 総合点数の算出方法は、次のとおりです。

(ア) 内容評価

a 各審査項目の評価点を算出する際的评价基準は、次のA～Eの5段階評価とします。

A：非常に優れている

B：優れている

C：標準

D：やや劣る

E：劣る

b 評価点は、各項目に対する配点に係数1.0 (A)、0.8 (B)、0.6 (C)、0.4 (D)、0.2 (E) を乗じて算出します。

(イ) 価格評価

応募金額 (i) と最高応募金額 (ii) の比率で算出します (最高応募金額を満点と

します。)

$$\text{評価点} = \text{配点} \times (i / ii)$$

【例】 [a社] 300万円 50点 $\times (300 / 300) = 50$ 点〈満点〉

[b社] 200万円 50点 $\times (200 / 300) = 33.3$ 点

[c社] 100万円 50点 $\times (100 / 300) = 16.7$ 点

(3) ネーミングライツパートナーの公表

契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、市の広報紙及びホームページに次の事項を掲載し、速やかに公表します。

①対象の施設、②施設等の愛称、③ネーミングライツパートナーの名称、④愛称の使用期間、⑤ネーミングライツ料（ネーミングライツパートナーが承諾した場合に限る）

契約に至らなかった応募（応募者名、応募愛称及び契約希望金額）は非公表とします。

9 指定管理者制度に係る留意点

(1) 指定管理に係る経費との関係

指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理に係る必要経費とはみなしません。

(2) 次期指定管理者の公募

東広島運動公園の次期指定管理者（指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）の選定の過程で、候補者に愛称及び応募者名等の情報を提供する場合があります。

10 その他留意事項等

ネーミングライツの導入に伴う費用負担は、原則として次のとおりとし、いずれもネーミングライツ料とは別費用として扱います。なお、本市の費用負担部分について、その全部又は一部をネーミングライツパートナーが負担することを妨げるものではありません。

区 分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
看板・表示板等の表示変更（※1）		○
契約期間の満了又は契約の解除に伴う原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物、市ホームページの表示変更（※2）	○	
道路標識のうち市が設置したものの変更（※3）	○	
愛称が第三者の商標権等を侵害した場合		○

※1 看板等を設置替えする場合の施工費用も含まれます。新規に看板等を設置する場合は、設置の可否を含めて協議の上、負担区分を決定します。

※2 本市が発行している印刷物の変更時期は、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、決定

します。

※3 変更の必要の有無については、協議の上、決定します。

1.1 申し込み、問合せ先

東広島市 都市交通部 都市整備課 公園係

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話 082-420-0955（直通）

電子メール hgh200955@city.higashihiroshima.lg.jp